

(仮称) 洲本太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書に関する意見

標記事業の早期段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、NTT アノードエナジー株式会社が、洲本市内で面積約 73ha の太陽電池発電所を新設する計画であり、事業を通じて社会における再生可能エネルギーの導入促進及び温室効果ガス削減に資することを目的として、事業を実施するとしている。

事業実施想定地域及びその周辺では、環境影響評価に関する条例（平成 9 年条例第 6 号）に基づき、平成 10 年から 11 年にかけて環境影響評価手続が実施され、土地所有者により土石採取事業が行われた。現在は、裸地部分が相当な面積を占め、本事業では新たな土地造成や樹木伐採等は行われない計画であるものの、土石採取後の環境保全措置として、土地所有者により残壁部への種子吹付等の植生回復が順次図られているところであり、工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

のことから、事業計画の策定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した早期段階配慮事項への配慮はもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 事業計画の決定にあたっては、可能な限り高効率の太陽光パネルの採用及び効率的な配置方法の選定を行い、太陽光パネル設置範囲や資機材の低減に努め、より環境影響を低減できる事業計画とすること。また、環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）には、太陽光パネルの規模及び配置並びに工事の実施内容等の事業計画を具体的に記載すること。
- (2) 事業終了後、環境影響が生じないよう当該設備を確実に撤去すること。
- (3) 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー機材の利用等の環境保全措置を検討すること。
- (4) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成 10 年 1 月 9 日兵庫県告示第 28 号）を踏まえ、調査及び予測方法の選定並びに環境保全目標の設定を行うこと。
- (5) 災害、事故により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮するとともに、事業実施想定地域周辺において斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないよう、安全対策を確実に実施すること。
- (6) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、その資料及び概要書以降の図書は、結論に至った理由や根拠を明確に記載するなど地域住民に分かりやすい資料とすること。また、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと。
- (7) インターネットでの図書の公表にあたっては、条例に基づく縦覧期間終了後も公

表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。

- (8) 事業の実施にあたっては、土地所有者による土石採取事業終了後の環境保全措置が引き続き確実に実施されるよう土地所有者と連携すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境・騒音・振動

交通量の少ない道路を多数の工事関係車両が通行する場合、道路周辺に対して粉じん、騒音及び振動等による影響が生じるおそれがある。配慮書には平成27年の交通量調査結果が記載されているが、最新の交通量は変化している可能性があるため、現地調査により交通量を把握したうえで予測及び評価を行うこと。

(2) 水質

事業実施想定地域の周辺の河川は、農業用水等の水源として利用が考えられるところから、事業実施に伴う工事による濁水の発生や地質的要因による有害物質の流出等、水質への環境影響が生じないよう、適切な事業計画とすること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 事業実施想定地域内及びその周辺には、緑地、森林及び調整池等、動植物が生息・生育している可能性のある場所が存在し、特に調整池には重要な種を含め、多様な水生生物が存在している可能性が高い。施設の配置や工事の実施内容によっては、これらの場所に影響が生じる可能性が考えられることから、現地調査を含めた適切な調査・予測及び評価の実施並びに具体的な環境保全措置を検討すること。

イ 事業実施想定地域内及びその周辺の緑地、森林及び調整池等において、侵略的外来種が存在する可能性があることから、現地調査を行い、適切な防除計画を含めて事業計画を策定すること。また、侵略的外来種の防除が生態系の保全にもたらす効果についても予測及び評価を行うこと。

ウ 事業実施想定地域内及びその周辺に自生する在来種による緑化を行う等、生態系に悪影響が生じないような環境保全措置を検討すること。